



# 京やましろ産食材提供店

## 登録店募集中

こんな飲食店・小売店の方はぜひ登録を！

旬の京やましろ産食材を活用した店の看板メニューがあります！

京やましろ産食材が手に入るときは料理にたっぷり使い、産地や生産者の情報をお客様に提供しています！

地元京やましろ産を大切に使用していることをPRしたい！！

京やましろ産食材の情報があれば、今よりもっと利用できるのに…

### 登録されると・・・

- 1 登録認定アクリルプレートをお渡しします
- 2 京都府イベント（マルシェ、フェア等）への参加案内や府ホームページ等でPRを行います
- 3 京やましろ産食材の情報（旬・生産地・生産者）を提供します



写真はイメージです

- 募集期間 令和8年8月3日（月）～令和8年8月21日（金）
- 登録費用 無料
- 登録認定機関 やましろ産ごちそうさんプラットホーム  
（事務局：京都府山城広域振興局農林商工部農商工連携・推進課）

## 対象・登録要件

### ■対象■

京やましろ産食材を用いた料理を提供する 《飲食店》

京やましろ産食材を利用した食品（加工品）を販売する 《飲食料品小売業者》

### ■登録要件■

#### 《飲食店》・《飲食料品小売業者》の方共通

- ① 京やましろ産食材の使用をメニュー・商品等に表示していること。
- ② 使用している食材について説明できること。
- ③ 毎月3日の「京やましろ産ごちそうさんの日」にあわせて京やましろ産食材を使った料理・商品を提供すること。
- ④ 使用する京やましろ産食材について、市場、その他産地直送又は自家栽培による確実な仕入れルートを有すること。
- ⑤ 自家栽培による食材を使用する場合であっても、1品目以上は山城地域の直売所や生産者等から調達すること。ただし、農林畜水産業者はこれに限らない。
- ⑥ 食品衛生法等関係法令を遵守していること。

#### 《飲食料品小売業者》の方のみ

上の①～⑥に加えて、

- ⑦ 食品（加工品）は、自社企画製品であること。
- ⑧ 本社所在地が山城地域であって、山城地域において飲食料品小売店舗（本社での小売を含む）を有すること。ただし、本条件を満たせば、山城地域外の店舗も対象とする。

## 申請方法

### ■実施要領・申請様式■

以下の京都府ホームページからダウンロードをお願いします。

<http://www.pref.kyoto.jp/yamashiro/no-kikaku/yamashiropatform.html>



京やましろ産食材について

検索



### ■申請方法■

申請書様式に必要事項を記入し、写真を添付の上、下記申請先までメールにて提出してください。

※写真はデータでの御提供をお願いします。

《申請先・お問合せ先》 やましろ産ごちそうさんプラットホーム 事務局

〒611-0021 京都府宇治市宇治若森7-6

京都府山城広域振興局 農林商工部

農商工連携・推進課 地域戦略・野生鳥獣係

TEL：(0774) 21-3212

Email：y-n-noushoko@pref.kyoto.lg.jp